

	質問内容	回答
1	NPO法人でも参画可能か。	募集要項や協定書の内容を遵守し、ソリューションを提案できるのであれば、参画可能です。
2	個人事業主でも参画可能か。	募集要項や協定書の内容を遵守し、ソリューションを提案できるのであれば、参画可能です。 ただし、参画にあたっては、会社名が必要です（個人名では参画いただけません） また、パートナーズ参画企業情報ページに掲載するため、企業HPリンクや企業ロゴの提出をお願いします。
3	普及啓発セミナーの登壇についてはどのような方法で募集されるのでしょうか。	大阪府が主催するパートナーズ連携セミナーについては、パートナーズの皆さまへセミナーの趣旨等をお伝えした上で、広く登壇者を募集しております。また、商工会議所等が主催するセミナーについては、基本的には、セミナーの趣旨をお伝えし、広く募集いたしますが、主催者が過去に実施したセミナーの講師を直接指定されることもございます。
4	エントリーフォームに所在地を入力したのですが、一部の文字が入力できない。	全角文字のみが入力可能な仕様となっております。全角文字での入力をお願いします。
5	大阪府外の事業者でも参加できるのか。	お困りごとヒアリングシートでの解決策の提案後、お困りごと相談企業から大阪の拠点まで来て欲しいといった要望に対応できるのであれば、応募可能です。 なお、「協定書（具体的な実施内容）」に記載している「3 留意事項」（3）（4）のとおり、解決策提案にあたっての出張費用は、全てパートナーズ企業の負担となります。
6	0ベースからシステムを組む場合、具体的な内容になっていない状況で、困り事を聴きながら設計するのですが、ヒアリングシートは具体的な内容になったもののみが公表されるのでしょうか？	パートナーズ企業へ提供するヒアリングシートは、必ずしも具体的になったもののみが提供されるわけではございません。 例えば、1つのヒアリングシートの中に複数のお困りごとが記載されており、主要となるお困りごとは具体的な内容になっているが、付随する別のお困りごとは今後の方針を検討するための情報収集等の目的で記載されていることから、具体的な内容とっていないことがございます。
7	パートナーズ企業として参画するにあたり、費用は発生するのでしょうか。	費用は発生いたしません。
8	パートナーズ連携セミナーや、商工会等が主催するセミナーへ講師として登壇した際は、費用は発生するのでしょうか。	費用は発生いたしません。（資料の作成に要する費用や交通費等はパートナーズ企業でご負担していただきます。ただし、主催者から交通費等が支給されることもあります。）
9	商工会議所に入会している等の参画条件はございますでしょうか。	商工会議所への入会条件はございません。
10	R6年度の「勤怠管理」に関する相談件数を教えてください。	1件となります。
11	お困りごとヒアリングシートについて、大阪府とパートナーズ企業とのやり取りはどういった手段で行われるのでしょうか。メールでやり取りするのか、ポータルサイト等を活用するのでしょうか。	基本的にメールでのやり取りとなります。メールにファイルを添付して行いますが、ファイルの容量によっては、大容量ファイル送信サービスも活用いたします。
12	相談企業の規模はどの程度か。	様々な規模の中小企業様からご相談をいただいております。一概に規模感をお伝えすることは困難です。
13	パートナーズ企業との連携セミナーで会社案内や製品紹介等のチラシを配布はしていたか？	セミナー形式のイベントの場合は、講演資料の配布をすることはありますが、別途製品案内や会社案内に関する資料配布はございません。（講演資料については、あくまで事例紹介に必要な事前知識程度の内容で製品等の紹介をお願いしております） その他に展示会形式のイベントの場合は、展示ブースに製品案内等に関する資料を配架いただき、ブースに来訪いただいた方のみに配布していただくことは可能です。
14	協定解除することはできるのか？	協定の有効期限については、協定書第6条（有効期間）のとおり、期間満了の1か月前までに書面による申し出がなければ、1年間更新としております。 それ以外の時期に締結の解除を希望する場合は、協定書第7条（協定の変更及び解除）のとおり、大阪府へ申し出いただければ、双方で協議の上、協定解除いたします。
15	締結後、使用できるロゴマークなどはあるでしょうか。	協定締結後に「大阪府DX推進パートナーズ」のロゴマークをお使いいただけます。
16	協定を関西支社長等の名前で締結を希望するが、可能か。	関西支社長等が本協定に係る権限を有するのであれば、問題ございません。